(目的)

第1条 この要綱は、伊万里市都市公園等の施設等(以下「公園施設」という。) の環境美化、保全等のため、市民、事業者又は団体(以下「市民等」という。) が、ボランティアとして公園施設の里親となって、環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、市民等と市との協働による、豊かで美しい快適なまちづくりの ため地域活動を推進することを目的とする。

(届出)

第2条 公園施設の里親になろうとする市民等は、自ら公園施設の活動区域を定め、 里親届(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(合意書の交換)

第3条 市長は、前条の届出があった場合は内容を審査し、適切であると認められるときは、市民等と合意書(様式第2号)を取り交わすものとする。

(合意の解除)

- 第4条 市民等は、里親を辞退する場合は、里親辞退届(様式第3号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、里親が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定による合意 を解除することができる。この場合において、市長は、合意解除通知書(様式第 4号)により当該里親に通知するものとする。
 - (1) 第5条に規定する役割を果たさないとき。
 - (2) 里親としてふさわしくない行為があったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、合意を存続させることが適当でないと市長が認めるとき。

(里親の役割)

第5条 里親が行う公園施設の環境美化活動の内容は、次の各号に掲げるものと する。

- (1) 活動区域内の空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集
- (2) 活動区域内の植栽、防草等
- (3) 公園施設の破損、樹木の損傷等に係る情報の提供
- (4) その他公園施設の環境美化に必要な活動

(市の役割)

- 第6条 市長は、里親の活動に対し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 環境美化活動に必要な物品、用具等の支給又は貸与
 - (2) ボランティア保険の加入
 - (3) 里親名を記した看板 (アダプトサイン) の設置 (5人以上で希望された場合)
 - (4) その他活動に必要な事項

(表彰)

第7条 市長は、公園施設の環境美化活動が特に優れていると認められる場合は、 当該里親を表彰することができる。

(庶務)

第8条 アダプトシステムの庶務は、建設部都市開発課において処理する。 (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則(平成17年6月1日告示第59号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年8月1日告示第78号)

この要綱は、告示の日から施行する。